

# ろ う き ょ う

●発行／労働者供給事業関連労働組合協議会  
(略称 労供労組協)

●発行人／ろうきょう編集委員会

〒110-0003 東京都台東区根岸3-25-6 タブレット根岸2F

TEL 03(5603)7880 FAX 03(5603)7265

## 労供労組協第32回総会開催される

### 伊藤彰信議長が退任、新議長に真島勝重氏が就任

去る4月16日(木)、午後2時よりタブレット根岸5階会議室にて、9組合、32名の参加の下、第32回総会が開催されました。

最初に伊藤彰信議長から、「昨年は労供労組協30周年という節目の年にあたり、いろいろ

る事業を行ってきた。

11月28日には、記念講演会そして祝賀会、それに合わせてDVDの作成も行い、労供労組協の活動の区切りになったのではないかと思う。

労供労組協は労働者派遣法に反対しながら運動を進めてきた。派遣法の動向をみると、2008年末の年越し派遣村に見られるように、派遣労働者の保護は派遣法によって図られていないことが明らかになった。そういう中で労働者供給事業をもっと発展させなければならぬ、という決意を持って運動を進めてきた。この30周年を迎えて、その確信を強くしたと思う。

国会に派遣法の改正案が出されている。派遣は当初は専門的・一時的な労働であった

ものが、恒常的に使っているというシステムに変わって来ている。それならば、労働組合が行ってきた労働者供給事業により供給労働者が恒常的に働けるように、社会的に認められ、労働者保護が確立するようにしていく必要があると思う。これからは、労働者供給事業の生活と権利を守っていくけるよう、もっと労働者を広め、生涯働けるような仕組みを作るための運動に邁進していか



なくてはならないと考えている。

この1年間の活動を振り返りながら、これからの労供労組協の活動の展望をこの総会でご議論いただき、さらなる労供労組協の発展のためにご尽力をいただければと思う。」との挨拶がありました。

その後、横山南人事務局長から2014年度経過報告と2015年度活動方針提案がありました。

経過報告では、「労供労組協発足30年記念事業」における、記念講演、祝賀会、DVD製作について、報告がありました。

そして、労供研究会で行った、「労働者供給事業(労供)組合員の就労実態と意識に関する調査」の調査結果について、ろきょう第53号に掲載した内容について、要約して報告がありました。

また、介護の課題の解決に向けて、共闘す

べく、7年程前まで活動していた、介護・福祉ユニオンネットワークの再発足に向けて準備を行っております。

この間、学習会「2015介護保険法改正の論点と課題」、介護予防給付サービスが保険給付から市町村事業へ移行されることに関して、世田谷区との交渉、また、厚生労働省交渉などを行ったとの報告がありました。

活動方針については、昨年に引き続き、「労働者供給事業法の制定に向けての要綱案の検討」が掲げられました。が、労働者供給事業法の制定については、「名ばかり労働組合の労働事業者を排除できる仕組みの確立を前提とする。」ことが、確認されました。

質疑応答では、全日建運輸の小谷野さんから、「方針に『労働者供給事業法の制定に向けて要綱案を検討』とあるが、現在の労供

働者の要求である労働条件や地位の安定を考えた場合に労働事業法が唯一の方法論であるかどうかについては、やや疑問がある。例えば、年金受給において不利な立場にあることなどや、退職金などのケアがないなどについて、中退共や建退共の利用に道を開くなど、

もう少し現実的なアプローチもある。労供労組協の力量や置かれている状況を勘案しながら運動の道筋を考えていくべきではないかと思う。明確に反対と言いつもりはないが、法律を制定するというところについては、慎重であるべきだと思っている。それは、実態的には労働組合としての民主的な運営がなされていない、または、労働組合の実質を有していないで、事業主の労務管理、あるいは、常用代替の手段として労働事業を利用されている事例が残念ながら存在

する。事業主に代わって  
労災隠しを行うとか、あ  
るいは、低賃金労働利用  
のための手段として労供  
事業を行っているなどの  
事例が多々ある。こうい  
う法律を作ってしまうと、  
労働組合の名を借りて常  
用代替をしたり、人夫出  
しを労働組合の名前でや  
りかねないという懸念が  
強くあり、それについて、  
どのように措置していく  
のかということが、不十  
分ではないか。」

との発言がありました。  
小谷野さんの発言に関  
して、新運輸の赤川さん  
から、「新運輸において  
も労使癒着の問題を抱え  
ており、事故防に対して  
裁判を行っている。労使  
事業法を考える場合、現  
在の労供事業が、労働組  
合の資格要件として、労  
組法の第二条を満たし、  
第五条にある民主的な運  
営が実践されていること  
を前提として、労供事業  
が拡大するための運動と  
してやっていきたいと思っ

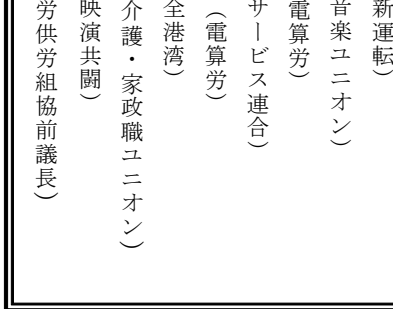
ている。」と発言されま  
した。  
また、電算労の篠塚さ  
んから、「労供事業法の  
制定は、昨年あたり、本  
格的に議論をするのなか  
と受け止めていた。ただ、  
その内容を見ると、日々  
雇用が中心になっており、  
我々は、日々雇用ではな  
い有期契約をしているの  
で、そういう意味での労  
供事業法のあり方を考え  
ていかなくはならない  
と思っている。労供事業  
法がすぐに制定されると  
は思っていないし、自分  
たちの組織の中でも十分  
に議論されていないので、  
制定は先の話だろうと思  
う。法律制定については、



慎重であるべきだと思  
う。労働組合としての資  
質がきちんとしていない  
とまずいと思う。」との  
意見がありました。  
その後、各組合の事業  
報告がありました。  
事業報告の後、伊藤議  
長より、先の意見に対し  
て、「労供事業法の検討  
については、この一年間  
進んでいない。どちらか  
という、理念的な所か  
ら議論に入っていて、法  
案作成の議論になってく  
ると、その法律の必要性  
は何か、という事と、可  
能性はあるのか、という  
ことが問題になる。その  
場合の議論のアプローチ  
の仕方としては、理念的  
というより現実的な事か  
ら議論をしなければいけ  
ないのではないかといい  
気持ちは持っている。先  
ほど話があった退職金や  
年金の問題など、制度的  
にどのように改善すれば、  
可能なかということま  
で、我々が言っていない  
と具体的な法制定運動

にはならない。現在はそ  
の前段であり、理念的な  
議論は現実的な事を理  
論付けようということな  
で、進んでいない。そう  
考えると、具体的に、ど  
こに今の労供事業の制度  
に問題があり、どこをど  
う改善する必要があるの  
かという討論を詰めてい  
かないと前に進まないの  
ではないかと考えている。  
それを組織的に労供労組  
協としてどのようにして  
やっていくのかというの  
が課題ではないか。」と  
の発言がありました。  
また、労供労組の民主的  
な運営について、「企業  
癒着型の労働組合、ある  
いは労働ボスの発生を阻  
止していくための仕組み  
作りも課題として含めた  
労供事業法の検討だとい  
うことを頭に入れて、今  
後の活動を進めていただ  
きたい。」と話されまし  
た。

その後、2014年度  
経過と2015年度活動  
方針および2014年度  
決算と2015年度予算  
について採択があり、全  
員賛成で可決しました。  
最後に2015年度の  
役員選出があり、議長が  
伊藤さんから全港湾書記  
長の真島勝重さんに交代  
しました。また、青谷充  
子さんが副議長に就任し、  
事務局次長として新たに、  
全港湾の諸見力さんと介  
護・家政職ユニオンの横  
山千春さんが就任しまし  
た。



さらに、労供労組協の  
当初から知る伊藤さん  
に今後もアドバイスをお  
願いしたいとの強い意向

で、顧問という役職を新  
たに設置し、残っていた  
だくことになりました。  
そして、議長としての長  
年の労をねぎらいサプラ  
イズで太田副議長より、  
記念品が渡されました。

- 【2015年度役員】**
- 議長 真島勝重（全港湾）
  - 副議長 太田武二（新運輸）
  - 同右 青谷充子（音楽ユニオン）
  - 同右 横山南人（電算労）
  - 事務局次長 橋本拓真（サービス連合）
  - 同右 江藤希倫利（電算労）
  - 同右 諸見 力（全港湾）
  - 同右 横山千春（介護・家政職ユニオン）
  - 会計監査 緒方承武（映画共闘）
  - 顧問 伊藤彰信（労供労組協前議長）

第32回総会記念講演開かれる

「外部労働市場と労働組合の労働者供給事業」

講師労働政策研究・研修機構労働関係部門統括研究員濱口桂一郎氏

去る4月16日(木)、総会後、午後4時より労働政策研究・研修機構の労働関係部門統括研究員である濱口桂一郎氏を講師に「外部労働市場と労働組合の労働者供給事業」をテーマに講演会が開催されました。

濱口さんは、労働者供給事業について歴史をさかのぼって以下のように話されました。

労働者供給事業という言葉は戦後、1947年の職業安定法でできたが、その前身として、193



8年に、職業紹介法という法律があり、労働供給事業という言葉があった、それまでは、職業紹介、有料職業紹介については許可制が取られていたが、請負と称して労働力の供給や派出についても労働者保護の観点から取り締まるべきだとの議論があり、1938年の職業紹介法において労働供給事業と称して許可制となつた。

その後、戦後の職業安定法で一気に禁止というところまでいった。禁止された理由は、GHQの担当官であったコレットさんが、労働者供給事業というのはけしからんものだから断固として禁止すべきである、として当時の厚生省の労働局に禁止させた。その時、「このたび新しく実施される職業安定法は、今まで日

本にあった人夫供給業とか親分子分による口入れ稼業というものを根本から廃止して、この封建制度が産んだ最も非民主的の制度を改正し、労働者を鉄か石炭のように勝手に売買、取引することを日本からなくして、労働者各人が立派な一人前の労働者、人間として働けるように計画されたものである」という談話を述べられた。

よいということになって、今から60年、70年前の感覚でいうと、民主的にそれを行えるのは、労働組合だけだ、という考え方があったということだろうと思います。これは、労働者供給事業だけでなく労働市場ビジネス全般を議論するときには、常にここに立ち返つてものを考えるべき原点だと思います。

その後、濱口さんは、労働者派遣法における登録型派遣、民紹協(注)型の有料職業紹介事業として、労働組合の行う労働者供給事業について、次のように持論を述べました。

民紹協型の有料職業紹介は、まさに登録型派遣ですし、実は労働者供給事業そのものです。登録型派遣にせよ、あるいは民紹協型の有料職業紹介事業にしろ、あるいは労働組合の労働者供給事業にしろ、基本的に同じタイプのビジネスであるというふうに見えるべきで



はないか。

登録型派遣にしろ、有料職業紹介にしろ、あるいは組合の労働者供給事業にしろ、それらを同一の事業とみなして、一定の規制をかけていくようなかたちでの法体系というものを、むしろ将来的には構想していくべきなのではないか、と思っている。

そういう意味からいうと、今の派遣法を巡る議論というのが、ややもすると一挙手一投足に対して規制をかけるという方向の議論をしすぎていて、ではないか、という印象を持っている。大事なのは、派遣されて働く派遣労働者の方々が、ひど

い扱いを受けないような、そういうセーフティネットを派遣会社なり、あるいはその派遣事業の業界レベルできちん作っていくことではないか。

さらに、労働者協同組合との関係についても以下の持論を紹介しました。

労働組合がこの労働者供給事業をやるといふことの意味は何だろうか、を考えたときに、労働賃貸的な労働供給契約というようにある意味で割り切つて、現にそういうふうな法体系になつてゐる訳だが、それは労働者協同組合における労働提供、サービス提供と、実態としてはつながつてゐるのではないかと考えている。

労働者協同組合では、いろいろな議論はあるが、法制的にどうかという議論はほとんどない。法制的には何なのかという議論を労働法の人たちにもぜひ提起をして行つていきたいと思つている。

(注) 全国民営職業紹介事業協会

# 厚生労働省要請

## 労働者派遣法、供給・派遣における供給組合員を期間制限の対象外とするよう要求

去る6月9日（火）、14時より、厚生労働省において、労供労組協と電算労とで、厚生労働省に対して、供給・派遣における供給組合員の期間制限については期間制限の対象外の一つとするよう、要請を行いました。

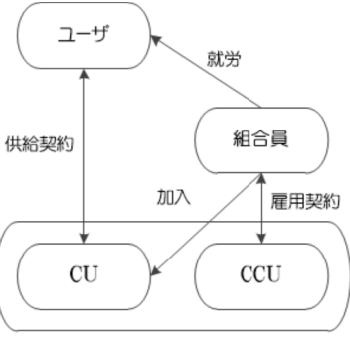
派遣法は、今回が3度目の国会提出となり、現政府は成立させ、9月1日の施行を目指しています。

昨年（2014年）1月30日発行、ろうきょう通信No. 51参照。）  
 昨年の要請では「法律として盛り込むのは大変な体力が必要で、審議が終わる

うとしている現時点では無理」との回答でした。今回は前回の要請から1年以上の間があるので、昨年の要請に対しての間、どのように対応していただいたかを確認することが目的でした。

それについて問うたところ、昨年以降、内容についてはほとんど変更がなく、審議会もあまり行われていないため、昨年同様無理だとの回答でした。

改正後、その見直しにおいて、検討するとの話です。



CU:コンピュータ・ユニオン  
 CCU:企業組合コンピュータ・ユニオン

最終的には①派遣期間の例外、②供給組合と派遣事業体の一体化、③労働者供給事業法の3案を検討してもらおうことになりました。

期間制限の例外扱いが難しいければ、コンピュータ・ユニオンの供給・派遣を例にすると、供給元（CU）と供給・派遣における派遣元（CCU）を一体と見なし、派遣を除いて供給できるように（左記図参照）ならないかとの話をしました。供給においては、雇用がどこでされていようと組合員であれば、供給できます。ですから、供給・派遣における派遣事業体（CCU）は、組合（CU）が作ったものなので、一体と見なして、供給契約のみで就労するというものです。

それから、職安法で労働者は事業体として定義されている訳なので、本質的な解決として、事業法を整備して欲しい旨の話もしました。



**日本教育会館 一ツ橋ホールにて** **7/20 [祝・月]** 13:00開場 | 13:30開演 16:30終了

上映 (本編134分) + トーク (永田浩三、武蔵大学教授) ほか

■一般 (映画+トーク) 前売・予約 1,000円 | 当日1,300円

■学生 (大学・中高) と18歳未満 無料

【主催】7.20「ジョン・ラーベ」大上映会実行委員会

TEL 03-3733-8821 (全港灣) 03-5820-0868 (全日建)

E-mail johnrabejoei@yahoo.co.jp

Web site http://johnjoei.com

【住所】東京都千代田区一ツ橋 2-6-2  
TEL 03-3230-2833

【交通】  
 ◆地下鉄都営新宿線・東京メトロ半蔵門線神保町駅 (A1出口) 下車徒歩3分  
 ◆地下鉄都営三田線 (A1出口) 下車徒歩3分  
 ◆東京メトロ東西線竹橋駅 (北の丸公園側出口) 下車徒歩7分